

保医発 0305 第 10 号
令和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）については、令和 8 年厚生労働省告示第 72 号をもって改正され、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「揭示事項等告示」という。）が、令和 8 年厚生労働省告示第 68 号をもって改正され、第 1 条については、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたことに伴い、関係する医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価とは、保険医療機関及び保険薬局における医薬品の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであり、保険医療機関及び保険薬局が医薬品を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。
- 2 薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（令和 8 年 2 月 13 日保発 0213 第 3

号)に基づき、算出したこと。

3 薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6 9 6 4	3 4 2 4	1 8 5 6	2 8	1 2 2 7 2

4 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

(1) ヒブトロバック水性懸濁注射用

本製剤は、治療の一環として用いられるワクチンとして、揭示事項等告示の別表第3に収載したものである。薬価基準に収載されておらず、本製剤の使用に係る薬剤費は請求できない。また、本製剤の使用に係る、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に掲げる注射料等の技術料については、保険請求が認められる。本製剤の使用に係る技術料を請求する場合、薬剤名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(2) テポックスカプセル 200 mg

本製剤は、感染症による危機への対応として特に重要な医薬品として、揭示事項等告示の別表第4に収載したものである。薬価基準に収載されておらず、本製剤の使用に係る薬剤費は請求できない。また、本製剤の使用に係る、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に掲げる処方料、調剤料等の技術料については、保険請求が認められる。本製剤の使用に係る技術料を請求する場合、薬剤名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

5 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成12年11月24日付け保険発第135号）の記のⅡの1、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成15年6月6日付け保医発第0606001号）の記の2の(3)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成16年4月23日付け保医発第0423001号）の記の2中の「プレセデックス静注液 200 μ g「アボット」及びプレセデックス静注液 200 μ g「マルイシ」」、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年9月18日付け保医発0918第5号）の記の2の(3)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年12月11日付け保医発1211第4号）の記の2の(2)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年9月17日付け保医発0917第1号）の記の2の(3)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年12月10日付け保医発1210第2

号)の記の2の(2)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成25年2月22日付け保医発0222第5号)の記の2の(5)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成25年8月27日付け保医発0827第2号)の記の2の(3)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成25年12月13日付け保医発1213第6号)の記の2の(10)及び(11)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成27年12月10日付け保医発1210第1号)の記の3の(11)、「抗PCSK9抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの一部改正に伴う留意事項の一部改正等について」(平成29年12月15日付け保医発1215第12号)の記の2、「ゴナールエフ皮下注用75、同皮下注用150、同皮下注ペン300、同皮下注ペン450及び同皮下注ペン900の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」(平成31年2月21日付け保医発0221第3号)の記の1、「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和元年9月3日付け保医発0903第1号)の記の4の(4)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和2年5月19日付け保医発0519第3号)の記の4の(5)並びに「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和4年6月16日付け保医発0616第1号)の記の3の(3)を削除する。

- (2) 「薬価基準の一部改正について」(平成11年8月13日付け保険発第112号)の記のⅡの2中「スターシス錠30mg、同90mg及びファスティック錠30、同90」を「ファスティック錠30及び同錠90」に改める。
- (3) 「薬価基準の一部改正について」(平成11年8月13日付け保険発第112号)の記のⅡの4中「ジェムザール注射用200mg、同注射用1g及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤」を「後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩点滴静注製剤」に改める。
- (4) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成13年2月2日付け保医発第29号)の記のⅡの1中「オメプラール錠10、同20及びオメプラゾン錠10mg、同20mg」を「オメプラール錠10及び同錠20」に改める。
- (5) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成28年4月19日付け保医発0419第1号)の記の2の(2)の④を削除し、⑤を④に改める。
- (6) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成29年11月21日付け保医発1121第11号)の記の4の(6)中「エイフスチラ静注用250、同静注用500」を「エイフスチラ静注用500」に改める。
- (7) 「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」(令和3年6月23日付け保医発0623第1号)の記の1の(1)中「グラン注射液

75、同注射液 150、」を「グラン注射液 75、」に改める。

- (8) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 4 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号）の記の 3 の（5）中「サムタス点滴静注用 8mg、同点滴静注用 16mg」を「サムタス点滴静注用 8mg」に改める。
- (9) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和 4 年 8 月 17 日付け保医発第 0817 号 4 号）の記の 4 の（1）中の①を削除し、②を①に改める。
- (10) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 5 年 3 月 14 日付け保医発 0314 第 4 号）の記の 4 の（5）の②中「注入器一体型」を「針付注入器一体型」に、「医科点数表区分番号「C151」注入器加算」を「医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算」に改める。
- (11) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 7 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号）の記の 4 の（5）の②中「注入器一体型」を「針付注入器一体型」に、「医科点数表区分番号「C151」注入器加算」を「医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算」に改める。
- (12) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 3 号）の記の 3 中の「トルツ皮下注 80mg オートインジェクター、同皮下注 80mg シリンジ」を「トルツ皮下注 80mg オートインジェクター」に改める。
- (13) 「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和 6 年 9 月 24 日付け保医発 0924 第 1 号）の記の 1 の（1）中「レキサルティ錠 1mg、同錠 2mg、同 OD 錠 0.5mg」を「レキサルティ OD 錠 0.5mg」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 12 年 11 月 24 日付け保険発第 135 号）の記のⅡの 1

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 1 ファーストシン静注用 1g バッグ S、同バッグ G の保険適応上の 取扱い (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成 15 年 6 月 6 日付け保医発第 0606001 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) デスモプレシン・スプレー10 協和 ①・② (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成 16 年 4 月 23 日付け保医発第 0423001 号）の記の 2

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について プレセデックス静注液 200 μ g「アボット」 プレセデックス静注液 200 μ g「マルイシ」 本薬剤の用法・用量において、本薬剤の投与は 24 時間を超えない こととされているので、使用にあたっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年 9 月 18 日付け保医発 0918 第 5 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) ノボラピッド注 イノレット、レベミル注 イノレット ①・② (略)

◎「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成 21 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 4 号)の記の 2 の(2)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80 mg、イメンドカ プセル 125 mg (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 9 月 1 7 日付け保医発 0917 第 1 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) サイビスクディス®関節注 2 mL (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 2 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) バイエッタ皮下注 5 μ g ペン 300 及び同 10 μ g ペン 300 ①～③ (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 2 月 22 日付け保医発 0222 第 5 号）の記の 2 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (5) ナーブロック筋注 2500 単位 ①・② (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 8 月 27 日付け保医発 0827 第 2 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) リキスミア皮下注 300μg ①～③ (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の(10)及び(11)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (10) ラベキュアパック 400 及び同 800 (略) (11) ラベファインパック (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の(11)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (11) デスモプレシン点鼻スプレー0.01%「ILS」 ①・② (略)

◎「抗 PCSK9 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの一部改正に伴う留意事項の一部改正等について」（平成 29 年 12 月 15 日付け保医発 1215 第 12 号）の記の 2

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（削る）	2 レパーサ皮下注 420mg オートミニドザーの留意事項について （略）

◎「ゴナールエフ皮下注用 75、同皮下注用 150、同皮下注ペン 300、同皮下注ペン 450 及び同皮下注ペン 900 の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（平成 31 年 2 月 21 日付け保医発 0221 第 3 号）の記の 1

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（削る）	1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について ゴナールエフ皮下注用 75 及び同皮下注用 150 （１）・（２）（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 9 月 3 日付け保医発 0903 第 1 号）の記の 4 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (4) オンパットロ点滴静注 2mg/mL (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和２年５月１９日付け保医発 0519 第３号）の記の４の（５）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (５) オゼンピック皮下注 0.25mgSD、同皮下注 0.5mgSD 及び同皮下注 1.0mgSD ①～③ (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年６月１６日付け保医発 0616 第１号）の記の３の（３）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (３) テリパラチド皮下注用 56.5 μ g「サワイ」 ①～③ (略)

◎「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保険発第 112 号）の記のⅡの 2

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 ファスティック錠 30 及び同錠 90 の保険適用上の取扱い等 (1)・(2) (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 <u>スターシス錠 30mg、同 90mg 及び</u> ファスティック錠 30、 <u>同 90</u> の 保険適用上の取扱い等 (1)・(2) (略)

◎「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保険発第 112 号）の記のⅡの 4

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 <u>後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩点滴静注製剤</u> の保険適用上の取扱い (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 ジェムザール <u>注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤</u> の保険適用上の取扱い (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 2 月 2 日付け保医発第 29 号）の記のⅡの 1

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 1 オメプラール錠 10 <u>及び同錠 20</u> の保険適用上の取扱いについて (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 1 オメプラール錠 10、 <u>同 20 及びオメプラゾン錠 10mg、同 20mg</u> の 保険適用上の取扱いについて (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 4 月 19 日付け保医発 0419 第 1 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） レパーサ皮下注 140mg シリンジ及び同ペン ①～③ （略） （削る） ④ ①にかかわらず、次の場合においては投与が認められるものとする。 1）・ 2） （略）	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） レパーサ皮下注 140mg シリンジ及び同ペン ①～③ （略） ④ <u>420mg の 1 回投与を行う場合には、レパーサ皮下注 420mg オー トミニドザーを使用すること。</u> ⑤ ①にかかわらず、次の場合においては投与が認められるものとする。 1）・ 2） （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 21 日付け保医発 1121 第 11 号）の記の 4 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （6） エイフスチラ静注用 500、同静注用 1000、同静注用 1500、同静注用 2000、同静注用 2500 及び同静注用 3000 ①・② （略）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （6） エイフスチラ静注用 250、同静注用 500、同静注用 1000、同静注用 1500、同静注用 2000、同静注用 2500 及び同静注用 3000 ①・② （略）

◎「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和３年６月２３日付け保医発 0623 第１号）の記の１の（１）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
１ 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１） グラン注射液 75、同注射液 M300、同シリンジ 75、同シリンジ 150 及びシリンジ M300 （略）	１ 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１） グラン注射液 75、 <u>同注射液 150</u> 、同注射液 M300、同シリンジ 75、同シリンジ 150 及びシリンジ M300 （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年５月２４日付け保医発 0524 第３号）の記の３の（５）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５） サムタス点滴静注用 8mg （略）	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５） サムタス点滴静注用 8mg、 <u>同点滴静注用 16mg</u> （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和４年８月１７日付け保医発第 0817 号４号）の記の４の（１）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１） ラゲブリオカプセル 200mg 及び同錠 400mg （削る） ① 本薬剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。	４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１） ラゲブリオカプセル 200mg 及び同錠 400mg ① <u>これまで本薬剤は、製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、各医療機関・薬局に配分していたところであり、厚生労働省より配分された本薬剤の費用は請求できないものであること。</u> ② 本薬剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和５年３月１４日付け保医発 0314 第４号）の記の４の（５）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５） マンジャロ皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス及び同皮下注 15mg アテオス ① （略） ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 ③ （略）	４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５） マンジャロ皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス及び同皮下注 15mg アテオス ① （略） ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。 ③ （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 7 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号）の記の 4 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （5） ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス ① （略） ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （5） ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス ① （略） ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 3 号）の記の 3

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う 留意事項について トルツ皮下注 80mg オートインジェクター ①・② （略）	3 掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う 留意事項について トルツ皮下注 80mg オートインジェクター、 <u>同皮下注 80mg シリンジ</u> ①・② （略）

◎「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和 6 年 9 月 24 日付け保医発 0924 第 1 号）の記の 1 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （1） レキサルティ OD 錠 0.5mg、同 OD 錠 1mg 及び同 OD 錠 2mg （略）	1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （1） レキサルティ <u>錠 1mg、同錠 2mg、同</u> OD 錠 0.5mg、同 OD 錠 1mg 及び同 OD 錠 2mg （略）